# 地域金融機関論

# ― 「法と経済学」による序論的考察― (Ⅱ)

# 村 本 孜

# <目 次>

- 1. はじめに:地域金融機関の考え方
- 2. 制度論としての議論の整理
  - [2.1] 金融制度調査会の議論
  - [2.2] 中小金融機関という表現
  - 「2.3] 地域金融機関の整理
  - [2.4] 地域金融機関タイプ2
  - [2.5] 地域金融機関の数
- 3. 2 つのタイプの地域金融機関 ―営利型と非営利型―
  - [3.1] 地域銀行と協同組織金融機関
  - [3.2] 株式組織と協同組織の法律面での相違
  - [3.3] 株式組織と協同組織のコーポレート・ガバナンス面での相違
  - [3.4] 協同組織のコーポレート・ガバナンス
  - [3.5] 中間法人としての協同組織
  - [3.6] 中央機関のある協同組織

(以上前号)

#### 4. 地域銀行

- [4.1] 地方銀行
- [4.2] 地域銀行のシェア
- [4.3] 地域銀行と地公体との関わり
- [4.4] 地域銀行の業況
- [4.5] 新しい地域金融機関
- [4.6] 金融機能強化法
- [4.7] 新 BIS 規制
- 5. 協同組織金融機関:信用金庫 (以下次号)

- [5.1] 信用金庫の格付け
- [5.2] 信用金庫の概要
- [5.3] 連帯と協調:ネットワーク性
- [5.4] 資金規模とシェア
- [5.5] 信金の数
- 6. 非効率性の分析
  - [6.1] 金融機関の競争力・効率性
  - [6.2] コミットメント・コストと非効率性
  - [6.3] 信用金庫経営の問題 ―経営者の長期在職問題など―
- 7. おわりに

[参考文献]

# 4. 地域銀行

# [4.1] 地方銀行

地域金融機関のうち、地方銀行と第二地方銀行を地域銀行と呼ぶ。地域銀行を「地域金融機関タイプI」として位置付けることも出来る。地方銀行は、全国地方銀行協会に加盟する銀行のことで、明治以来の古い歴史をもつ。これに対して、第二地方銀行は第二地方銀行協会加盟の銀行のことで、相互銀行がそのルーツである。地域銀行は、少し前までは地方銀行と第二地方銀行という区別であったが、最近は地域銀行という名称で整理され、金融庁のホームページには地域銀行というカテゴリーで整理され、そのサブ項目で地方銀行・第二地方銀行となっている。

地域銀行は、銀行法による免許の普通銀行であり、法律上はメガバンクと同じである。法律的に地域銀行とか、地方銀行という定義・名称は無い。 あくまで慣用的に使用されているにすぎない。

地域金融機関といえば、その代表が地方銀行という存在である。したがって、地域金融機関というからには地方銀行から議論を始めるべきかもしれない位である。地方銀行は、各都道府県にほぼ1行ずつ存在し、各県の

中心的金融機関である。昭和恐慌まで日本には多くの銀行があったが、昭和11年5月の第69帝国議会・貴族院予算委員会で、当時の大蔵大臣・馬場鍈一は地方銀行の整理統合をうたった「1県1行主義」という方針を示した。この方針の背景として、同年2月の「2・26事件」があり、これを契機に、日本はいわゆる「戦時体制」への移行を進め、増税政策とともに「歳出の一部を公債により支弁することは何ら差し支えない」(馬場蔵相)とし、軍備拡張、軍需産業育成のために赤字国債の増発を行なった。高橋財政が何としても死守しようとした「公債漸減主義」を放棄し、赤字公債の引き受けのために、広田弘毅内閣は地方銀行を集約する方向を考えたのである。

日本の金融史は銀行合同史であり、ピーク時(明治30年頃)には1,800余の銀行があったが、第1次大戦後のバブル崩壊(反動恐慌)や営業基盤の弱い多数の金融機関の存在などを背景に、大正9年(1920)年、同12(1923)年、昭和2年(1927)年と立て続けに深刻な金融システムの動揺を経験した。こうした事態に対し、政府は、監督体制の強化と銀行部門の急激なリストラ策を強行し、大蔵省検査の体制の強化と日本銀行考査の開始が行なわれた。昭和3(1928)年に銀行法が施行され、最低資本金制度が導入された。この銀行法と「1県1行主義」によって、地方銀行数は昭和元(1926)年の1,420行から、昭和20(1945)年には61行(うち貯蓄銀行4行)、24(1949)年には最少の54行まで減少した。地方銀行は、これらの諸施策によって一挙に整理されたのである。

# [4.2] 地域銀行のシェア

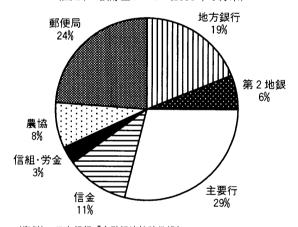
地域銀行が金融機関全体に占めるシェアは、大きなものがある。地域銀行のシェアは、2004年4月末で、預金で182.9兆円の地方銀行は19.2%、同じく55.3兆円の第二地銀は5.8%、計25.0%であり、全金融機関中の1/4のシェアである(郵便貯金を含む)。ちなみに、地域金融機関では、

(表3) 地方銀行の業況 (2004年3月末)

64 行・13 万 1,150 人
182 兆 8,634 億円
135 兆 3, 253 億円
52 兆 4, 236 億円
2 兆 3, 239 億円
7, 536
34,635 台

(出所) 全国地方銀行協会ホームページ。

(図2) 預貯金シェア (2004年4月末)

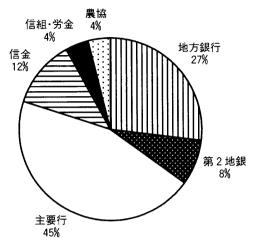


(資料) 日本銀行「金融経済統計月報」。

37.8% のシェアである (農協・労金も入れると47.2% のシェアとなる)。郵便 貯金を除くと、地域銀行で32.8%、地域金融機関で49.6%、農協などを いれると59.3% のシェアになる (データは、日本銀行『金融経済統計月報』、同ホームページ、日本郵政公社ホームページなどによる。以下、同じ)。

次に貸出でのシェアは,133.7兆円の地方銀行が26.5%,41.4兆円の 第二地銀が8.2%であり,地域銀行計が34.7%すなわち1/3のシェアと

### (図3) 貸出シェア (2004年4月末)



(資料) 日本銀行『金融経済統計月報』。

なる。地域金融機関全体では,48.8%となる(労金・農協を入れると54.9%となる)。

このように、地域銀行のシェアは、預金で 1/4 (郵便貯金を除くと 1/3 のシェア)、貸出で 1/3 のシェアである。また、地域金融機関では、預金・貸出ともに、約半分のシェアであり、地域金融機関のプレゼンスの大きさがよく分かる。意外と知られていないことなのであるが、郵便貯金を地域の金融機関として位置付ければ、地域金融のシェアは、預貯金ベースでは何と 70% にも及ぶのである。

# [4.3] 地域銀行と地公体との関わり

地域銀行は、様々なルートで地方自治体と関わりを持っている。金融審議会報告『リレーションシップバンキングの機能強化に向けて』報告は、「地方公共団体の指定金融機関、収納代理機関、都道府県が実施する制度融資の担い手として、また、地方債引受けの中心的プレーヤー、地方公社、

第三セクターへの融資の担い手として、地方行政と密接な関係を有し、地方行政のメインバンクとなっているが、これらの取引におけるコストやリスクについて地方公共団体との間で適切な分担がなされているかという問題が指摘されている」と指摘し、地域金融機関は地域と関わることによってコミットメント・コストを負担することを示している。公金預金の引き受け、地方債の引き受け、第3セクター向け融資、種々の出捐、人材派遣などとともに、指定金融機関として国の国庫業務に準じた業務を行なっている。地方自治体向け貸出では(平成15年3月末、13.4兆円)、地銀のシェアが58.1%、第二地銀が9.6%、都銀が15.8%、信金が11.7%となっており、地方銀行が圧倒的である。

地域銀行は,指定金融機関として,地方自治体の収納・支払のいわば窓口として機能している。これは,地方自治法第235条の「都道府県は,政令の定めるところにより,金融機関を指定して,都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。」の規定,また地方自治法第235条第2項の「市町村は,政令の定めるところにより,金融機関を指定して,市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。」の規定によるものである。指定金融機関を広く捉えると,指定金融機関,指定代理金融機関,収納代理金融機関,収納代理郵便官署,収納事務取扱金融機関,収納事務取扱郵便官署がある(表4)。

地方自治体にとって、地域金融機関は、収納・支払のまさに窓口機能を担っているのである。指定金融機関としては、圧倒的に地域銀行の担う役割が大きい(表5)。全自治体の60%は地域銀行が指定を受けている。とくに、地方銀行は55.5%のシェアを誇る。地方銀行はまさに自治体の公金取り扱いの窓口なのである。都道府県レベルでは87%、市レベルで66.8%、町で55.7%、村で35.3%のシェアである。指定金の扱いを受けている中で都市銀行と信用金庫のシェアも相対的に高く、ほぼ同じ水準であるが、都銀は都道府県・市レベルで指定を受けている割合が高い一方、

# (表4) 指定金融機関の整理

- ・収納事務・・・窓口収納・口座振替収納など
- ・支払事務・・・現金支払・振込・隔地払(送金小切手・送金通知書など)など

	収納 事務	支払事 務	取扱業務の考え方
指定金融機関	0	0	都道府県・市町村の代行イメージ
指定代理金融機関	0	0	指定金融機関の代理
収納代理金融機関	0	×	指定金融機関の収納事務の代理
収納代理郵便官署	0 '	×	指定金融機関の収納事務の代理
収納事務取扱金融機関	0	×	
収納事務取扱郵便官署	0	×	

(表5) 指定金融機関の内訳(平成15年度)

	地方銀行	第二地銀	信用金庫	都市銀行
都道府県	41	1	0	5
市	453	27	43	130
町	1,014	82	171	88
村	166	9	31	. 16
計	1,674	119	245	239

(資料) 全国地方銀行協会調べ。

信金は町・村レベルで指定を受けている割合が高い。

いずれにしても,地域銀行,とりわけ地方銀行は,地方自治体にとって 2人3脚とでもいうべき存在でもある。

# [4.4] 地域銀行の業況

地方銀行は、2003年3月末に自己資本比率が国際基準行で10.94%、国内基準行で9.11%と高水準であり、健全性が高い。従来、地方銀行は、サウンド・バンキングを合言葉として経営を実施してきており、経営状況

	(/	
平成16年3月末	不良債権比率	自己資本比率
5 大メガバンク	5.51%	10.53%
地方銀行	6.44% (6.80%)	10.94% (9.11%)
第二地銀	7.37%	

(表6) 不良債権比率

(出所) 金融庁資料、同ホームページ。

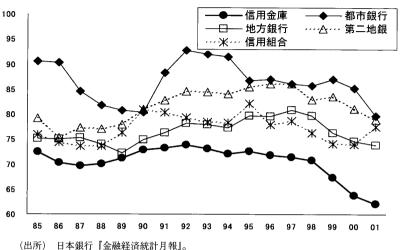
はよい。事実,この10年間に破綻した事例は,第二地銀などに比べて少ない。無論,足利銀行の国有化など問題がないわけではないが,地域の中心的な銀行として信用秩序の維持などに相当の貢献をしている事例も多い。

不良債権比率でみると (表6),メガバンクが 5.51% で、地方銀行・第二地銀ともにこれを上回るが、メガバンクの平均以下の地銀は 21 行、同じく第二地銀は 6 行である。メガバンクで最低の不良債権比率行は 2.93% であるが、地銀で 1 行がそれを下回る不良債権比率である。このように、地域経済の影響をもろに被る地域銀行の不良債権比率は、メガバンクに比べて高くても仕方ないのだが、相当健全性を維持しているところも多いのである。しかし、これは反面で、十分リスクテイクをした経営を行なっているかとの懸念なしともしない。地域の再生・企業の再生に十分貢献した後の数字であれば、説得的といえよう。

地域金融機関の預貸率は低下傾向にあるが (図4), これは信用仲介能力の低下で, いずれの金融機関についても顕著であった。この 10 年間に, 低下傾向の著しい都市銀行に比べて (ピーク時比でマイナス 12.9 ポイント), 地域銀行の預貸率は低下傾向にあるといっても, 地銀でピーク時比マイナス 7.0 ポイント, 第二地銀で同マイナス 7.1 ポイントであり, 都銀ほどではない。

ところが、地域別の預貸率を検討すると、地方銀行は東京・神奈川を除く9ブロックでの預貸率は100%未満であり、東海・甲信越・近畿(大阪)・四国・北陸では70%を下回る水準となっている一方で、反面、東京と

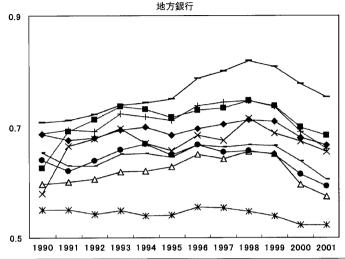


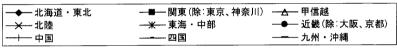


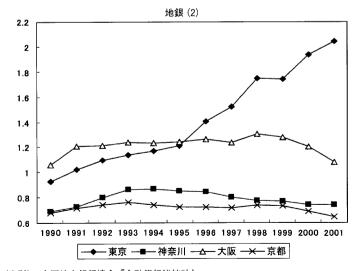
大阪では預貸率を伸ばしており、とくに東京では2000年以降は200%以 上となっている(図5)。これは、地方での信用収縮と大都市部、とくに東 京・大阪での資金運用おそらく大企業向け貸出の伸長を図っていることが 予想される。事実, 地方銀行の大企業向け貸出は増大しているのである (図6)。

もう1つ追加すると、地方銀行の預貸率は75%程度であるが、預証率 がその分高いことになる。この証券保有(49兆円)の相当部分は国債・地 方債である可能性が高い(国債約20兆円・地方債約6.5兆円,政府保証債3.4 兆円。平成16年2月末)。国債などの保有は、相当減少してきているものの、 少ない額ではない。政府保証の安全資産であるとの認識であろうが、長期 金利が上昇すれば、国債等の価格は低下し、地方銀行の債券評価損等は拡 大することになる。この点で、経営の脆弱性を秘めているのである。不良 債権比率は低下傾向ではあるものの、その反面で国債等評価損の危険はな くなっていないことが懸念される。

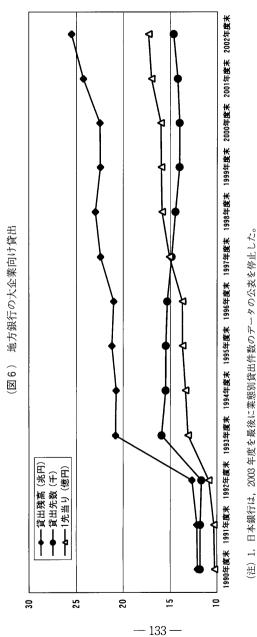
(図5) 地域別預貸率







(出所) 全国地方銀行協会『金融銀行諸統計』。



2. 2000 年度に中小企業の定義が変更され、貸出先数は増加し、データの連続性は失われている。3. 1999 年度に大企業の定義が変更されており、データの連続性がない(「資本金10億円以上」から「資本金10億円以上かつ 常用従業員300人超」に)

日本銀行『金融経済統計月報』。

年度末	都市銀行	地方銀行	第二地銀	信用金庫	信託銀行	信用組合	同小計	民間合計
93	3,022	7, 123	4,509	8,213	389	2,936	26, 192	41,729
94	2,996	7, 146	4,518	8,281	387	2,905	26,233	41,446
97	2,745	7, 121	4,393	8,432	353	2,753	25, 797	40,601
99	2,539	7,002	3,749	8,156	398	2,512	24,356	38,612
01	2,365	6,977	3,664	7,949	329	2,315	23, 599	36,800
94→01	-631	-169	-854	-332	-58	-590	-2,634	-4,646
同減少率	0.79	0.98	0.81	0.96	0.85	0.80	0.90	0.89

(表7) 金融機関業態別店舗数

(出所) 全国地方銀行協会『金融銀行諸統計』。

地域金融機関の中で、金融の自由化・グローバル化などの規制緩和の中で、苦戦を強いられているのが第二地方銀行と信用組合である。表1に見るように、この20年間に機関数で第二地銀は3割減、信組は6割強の減である。信金も35%減少であるが、店舗数を考慮すると、第二地銀と信組の苦戦振りが分かる(表7)。店舗数でみると、ピーク時に比べて2002年3月末に第二地銀と信組は2割減である一方、信金は4%の減少でしかないからである。この点は諸計数にも表れている(表8)。

このように金融システムの変革の中で、第二地銀と信用組合の今後の動向が注目され、いかなるビジネスモデルでその存在意義を示していくかが問われるであろう。

第二地銀は、歴史的には無尽や頼母子に起源があり、明治34年の営業無尽(無尽会社)を経て、昭和26年に相互会社(株式会社)として法制化されて68社が相互銀行として誕生した。その後、金融制度改革の中で、平成元年2月に52行が、4月に10行が、8月に3行、同10月と平成2年8月に1行ずつが普通銀行に転換した(1行だけ相互銀行として残っていた東邦相互銀行が平成4年4月に伊予銀行と合併し、相互銀行は消滅した)。

第二地銀は、規模的には地方銀行と信用金庫との中間的な存在で、その 業況もほぼその中間である(表8,9)。しかし、両者の中間的に位置する 分、特色を出しにくいという傾向があり、普通銀行転換がバブル期と重な

(表8) 業態別諸計数

(単位:億円)

2002年3月期	信 組	信 金	第二地銀	地方銀行	主要行
1機関当たり預金	685	2,973	10,318	28,411	220,640
1店舗当たり預金	73	126	149	260	1,010
1職員当たり預金	6.3	7.9	9.1	12.9	22.1
業務純益	552	5, 091	3,749	12,210	29,431
不良債権比率	15.68%	11.52%	8.97%	7.68%	8.4%
自己資本比率	9.20%	10.37%	8.09%	9.72%	10.79%

(出所) 金融庁資料, 同ホームページ。

(表9) 業態別規模別分布

2002年3月末	信用金庫	信用組合	第二地銀
1 兆円以上	18	0	19
5,000 億以上~1 兆円未満	37	2	21
1,000 億以上~5,000 億未満	186	42	14
500 億~1,000 億未満	72	42	0
100 億以上~500 億未満	30	86	0
100 億未満	0	32	0

(出所) 金融庁資料, 同ホームページ。

ったこともあり、経営破綻が相次いだともいえよう。

# [4.5] 新しい地域金融機関

最近,新しい銀行が誕生しており,金融庁のホームページを見ると,「新たな形態の銀行等」として,IY バンク銀行,イーバンク銀行,ジャパンネット銀行,ソニーバンク銀行,第二日本承継銀行,新銀行東京,日本振興銀行が並んでいる。このうち,地域金融機関として意識されているのが,最後の2行である。新銀行東京は,東京都が2003年から構想を練り,2005年4月開業を目指して,BNPパリバ信託銀行を22.88億円で買収し,こ

れを準備会社として作業中のものである。とくに中小企業向け融資を無担保,無保証かつキャッシュフロー重視で行ない,長期借入のニーズにも対応し,シンジケート・ローンによって最長15年程度の長期融資を行なうという。

日本振興銀行は、東京青年会議所の有志が中心となって設立したもので、2004年月に銀行免許を取得し、4月21日に開業した。同行は、業務領域を中小・新興企業への融資と預金は定期預金のみに特化するとともに、営業店舗の1ヶ所集中や社員の少数精鋭化などにより、これまでの銀行にはない効率的な経営を目指すもので、中小企業への無担保・無保証融資(金利は5~15%)を特色とする。

これらの新しい地域金融機関は、たとえば日本振興銀行の場合、2年目の目標が預金量 350 億円、貸出 269 億円規模で、信用組合の規模であるので、今後地域金融機関としてのプレゼンスがいかなるものになるかは、予断を許さないとしかいえない。

# [4.6] 金融機能強化法

金融機関の新しい公的資金注入システムが,2004年の通常国会で成立した。金融機能強化法がそれで,予防的公的資金注入策ともいわれる。2005年4月のペイオフ解禁を前に,自己資本基準を充足しない金融機関に資本注入を行ない,併せて経営改善を行なうものである。

2004 年半ばという現実の経済は、企業収益の改善・設備投資の増加などによって民需が主導する形で日本経済は回復過程にあるとの評価がなされている。この明るい兆しは地域経済や中小企業にも浸透し始めてきたが、地域経済の活性化に向けた改革を着実に推進し、かつ資金供給の担い手として民間金融機関が一層リスク対応能力を高め、地域等における金融が十分な安心感をもって円滑に行なわれるよう、その環境整備が重要ともいわれる。

新しい公的資金制度は、金融機関の資本の自力調達が容易ではない状況で、地域における金融機能の強化に向けた金融機関の取り組みに対し、公的支援を行なう時限的な制度を創設するもの(2008年3月末まで)である。つまり、地域金融機関の機能強化に向けた地域金融用の公的資金制度なのであり、対象は銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協などで、破綻金融機関・債務超過の金融機関は対象外である。

具体的には、金融機関は、預金保険機構に対し、自己資本の充実を図るために株式等(経営強化計画に結果責任の記載がある場合は取締役等選解任議決権付優先株式[普通株式への転換権付き]、自己資本比率基準値未満行の場合には普通株式)の引き受け等に関わる申し込みをすることができるのである(劣後ローンや劣後債は対象外)。申し込みの条件として、合併を伴うことは必要としないが、合併を前提としてもよい(抜本的な組織再編成の場合と、その他の場合[営業の一部譲渡・主要行との合併、組織再編成を伴わない場合]とがある)。実際の引き受けは、預金保険機構から業務の委託を受けた協定銀行(RCC[整理回収機構])となる。預金保険機構には金融機関強化勘定が設けられ、2004年度の政府保証枠は2兆円である。

申し込み時には、合理化策などを盛り込んだ経営強化計画(実施期間3年以内)を提出し、国が審査する。これは、「責任ある経営体制の確立」を求めるもので、委員会等設置会社への移行などに加えて、四半期ごとの積極的な財務情報の開示や地域貢献に関する情報開示も具体策として示すことになる。金融庁の検査による資産査定の確認などを経て注入が確定する。

公的資金注入を認める条件としては,原則3年以内に達成すべき目標を課すことになっている。収益性や効率性を測る指標として総資産に占める業務純益の割合(コア業務純益 ROA)の伸び率や経費率の低下幅,不良債権の処理目標も示すよう求められる。地域経済に対する具体的なアウトプットを求める趣旨から、信用供与の円滑化等地域経済活性化に資する方策

を求められるが、一律の目標設定ではなく、リレーションシップ・バンキングの機能強化との整合性も踏まえた多様な方策について、その進捗が外部から評価できるような指標を盛り込むこととされる。

経営陣のモラル・ハザードの防止には、申請時の自己資本比率 4% 未満の場合には、経営責任明確化・株主責任の明確化のために代表権のある経営者の退任を計画に盛り込むことになる。合併を伴わない場合には、配当額の抑制を受けたり、数値目標未達成時には役員の退任による将来の経営責任の明確化(結果責任の明確化)が求められる。公的資金返済のための財源を 15年以内に確保できることも注入の条件となる。組織再編成なしの場合の条件の方が厳しいとされるが、これは単独の資本注入を簡単に認めた場合、自主的な経営改革が遅れる恐れがあるからであるし、資本注入を受けて力を付け、他の健全な金融機関を脅かすことになってはいけないからでもある。したがって、「地域経済にとって存続が不可欠であること」が重要な要件となる。

この点で重要なのは、協同組織金融機関の場合には、自己資本比率が基準値以上であるか否かにかかわらず、また合併等の抜本的な組織再編成を行なうか否かにかかわらず、地域経済にとっての不可欠性に係る要件が課されており、具体的には地域密着度等が勘案されることとなることである。

また、協同組織の中央機関が、個別の協同組織金融機関から引き受けた 優先出資等を信託する場合、預金保険機構は信託受益権等の買取ができる。

新しい公的資金制度は、金融機関の経営戦略上、1つの有効な選択肢を 提供するものであるといわれている。この公的資金の注入は、本来の趣旨 が活かされれば、規制資本ではなく、エコノミック・キャピタル(経済資 本)による自己資本の充実に資するものとなる。とくに、金融機関が内部 格付けの手法によってリスク管理を行なうよい契機を与えるものとなろう。 資本注入行だからといって問題ありとするのではなく、その後の対応を十 分ウォッチしたいものである。内部格付け手法をリスク管理に取り入れる

ことを行なった金融機関は相当の努力をしていることになろう。

# [4.7] 新 BIS 規制

自己資本比率規制は、1988 年導入の BIS 規制と呼ばれるもので、基本は信用リスクの管理である。しかし、金融のグローバル化は市場リスクを高めて、市場リスクを加味した規制となったが、その後オペレーショナル・リスクなどへの対応も必要とされてきた。そこで、新しい BIS 規制が模索され、2006 年末ないし 2007 年末(内部格付けを行なう一部大手行)から

#### (表10) 新 BIS 規制の計算式

# 自己資本(現行のまま)

- ≥8% (国際基進)

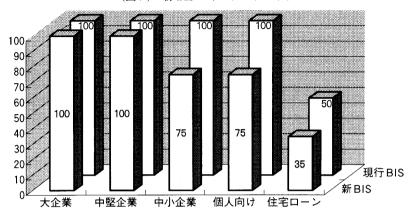
信用リスク+市場リスク(現行のまま)+オペレーショナル・リスク 現行のまま

# の適用となる。

新基準では、小口に分散された中小・個人無担保融資や貸倒引当金を積んだ不良債権のリスクを少なく見積もれるようにした点で特色があり、中小企業向け融資のリスクは従来よりも25%リスク量を減らすことが可能となった。つまり、中小企業向け融資のリスク・ウエイトは従来100%であったが、75%になり、それだけ必要資本が小さくなり、これまでの資本を所与とすれば、より多くの中小企業融資が可能となったのである(図8)。

ところで、自己資本比率が高いと経営状況がよいというのは一面でしかない。自己資本比率の低い金融機関は問題があるが、自己資本が高いから健全というわけではない。破綻した金融機関の自己資本比率は高いところも多かった(長銀など)。したがって、自己資本比率規制のみに頼るのは問題なしとしない。CAMELS といわれるような指標、すなわち C (自己資本)、A (資産内容)、M (経営)、E (収益)、L (流動性)、S (市場リスクに対する安定性)という要素を総合的にみることが重要なのである。

#### (図7) 新 BIS のリスク・ウエイト



(表11) 所要自己資本額

#### (例)企業向け債権額=100とした場合の所要自己資本額

(1.1) = 1.1 (1.1)					
与信先	原稿規制	新規	見制案		
子佔元		標準的手法	内部格付手法(注2)		
大 企 業	8	8(注1)	7.8		
中堅企業	8	8 (注1)	7		
中小企業	8	6	4.2		
個人向け	8	6	4.2		
住宅ローン	4	2.8	2.7		

- (注1) 標準的手法では,借り手の格付に応じて所要自己資本を調整する手法も選択可。
- (注2) 内部格付手法とは、銀行が内部管理のために行なっている格付を利用して借り手の信用リスクを評価する方法。表 11 はデフォルト確率 1% のケースを例示。

# 〔参考文献〕

Allen, F. and Gale. D., Comparing Financial Systems, MIT Press, 2000.

Demirgüç -Kunt, A. and Levine, R. (eds.), Financial Structure and Economic Growth: A Cross-country Comparison of Banks, Markets, and Development,

- MIT Press, 2001.
- 堀敬一「銀行業の費用構造の実証研究」『金融経済研究』第 15 号, 1998 年 10 月, pp. 24~51.
- 堀江康熙『銀行貸出の経済分析』東京大学出版会、2001年7月。
- 堀内昭義「銀行危機と金融システムの再構築―融資取引関係の可能性―」日本金融学会関東部会発表論文,2004年9月4日。
- 藤野次雄「協同組織金融機関の意義と課題」『信金中金月報』第1巻第14号(通 巻 354号), 2002年12月, pp. 2~23。
- 一一「地方銀行の効率性分析一確率的フロンティア生産関数による実証分析一」『信金中金月報』第3巻第3号(通巻371号),2004年3月,pp. 27~48。
- 播磨谷浩三「信用金庫の効率性の計測」『金融経済研究』第 21 号, 2004 年 12 月, pp. 92~111。
- 井上有弘「信用金庫の規模の経済性と合併効果―生産関数の推計と合併事例による分析―」『信金中金月報』 2003 年 2 月増刊号, pp. 81~108。
- 岩坪加紋「平均費用における信用金庫の合併効果」『国民経済雑誌』第 187 巻第 4号, 2003 年 4 月, pp. 1~15。
- 「信用組合間合併における規模の経済性の有用性」『金融経済研究』第 21号, 2004年12月, pp. 13~29。
- 粕谷宗久『日本の金融機関経営――範囲の経済性,非効率性,技術進歩』東洋経済新報社,1993年6月。
- 小平裕「労働金庫の組織の非効率性について」首都圏労金経営研究所『労働金庫 における「適切な合併」の経済効果等に関する研究』1995 年 8 月, pp. 2~ 55。
- 「金融機関の X 非効率性の計測」『成城大学経済研究所研究報告』No.10. 1997年2月.
- 小西大「銀行の合併と経営効果」全国銀行協会連合会(現 全国銀行協会),金融調査研究会報告書(20)『金融の安定性と金融制度』第7章,1998年12月,pp.103~121。
- 峯岸信哉「金融機関の組織形態の相違と地域金融─株式会社形態と協同組織の比較: X 非効率性の計測─」『生活経済学研究』第 18 巻, 2003 年 3 月, pp. 71~82。
- 宮越龍義「信用金庫における範囲の経済性と規模の経済性―地域別検証―」『経済研究』第 44 巻第 3 号, 1993 年, pp. 233~242。
- 宮村健一郎「信用金庫の費用と規模の経済性」『東洋大学経営論集』第38号,

1992 年, pp. 63~83。

「協同組織金融機関におけるコーボレートガバナンス―「世襲」と「長期政権」の問題―」『東洋大学経営論集』第 51 号, 1999 年, pp. 149~262。
村本 孜『制度改革とリテール金融』有斐閣, 1994 年 6 月。

「金融機関の組織形態の変換―相互組織・協同組織の株式組織化の問題― (I), (II)」『成城大学経済研究』第 150 号, 第 151・152 合併号, 2000 年 11 月, 2001 年 3 月, pp. 31~54, pp. 55~84。

- -----「金融システムと中小企業金融 (I)・(Ⅱ)」『成城大学経済研究』第 154号, 第155号, 2001年10月, 12月, pp. 1~30, 119~143。
- 一一「中小企業金融の理論的基礎と間接金融の新たな手法」『商工金融』 2002年9月, pp. 16~25。
- -----「リレーションシップ・バンキングと中小企業金融 (I)・(Ⅱ)・(Ⅲ)」 『成城大学経済研究』第 162 号, 第 163 号, 第 164 号, 2003 年 11 月, 12 月, 2004 年 3 月, pp. 255~277, 229~249, 1~27。
- 一一「中小企業金融の現状」「中小企業金融の課題」衆議院調査局 [2004] 所収 2004 年 2 月, pp. 62~72。
- -----·小平裕「生命保険会社の効率性と非効率性」『文研論集(生命保険文化研究所)』第 118 号, 1997 年 3 月, pp. 67~111。
- 日本銀行『わが国の金融制度』日本銀行,1966年1月(第1版),1971年6月 (第7版,日本信用調査)。
- 「海外における協同組織金融機関の現状」『日本銀行調査季報』2004 年 (秋) 10 月, pp. 43-71。

宍戸善一・常木淳『法と経済学』有斐閣,2004年4月。

鹿野嘉昭『日本の金融制度』東洋経済,2001年。

筒井義郎「信用金庫の経営効率性」『信金中金月報』第3巻第9号 (通巻377号),2004年8月号,pp.2~22。

八代尚宏『規制改革―法と経済学からの提言―』有斐閣,2003年2月。

- 全国信用金庫協会編『信用金庫読本』金融財政事情研究会,1997年(第6版), 2003年(第7版)。
  - \*) 教員特別研究助成の成果の一部である。本稿は、もともと『地方債月報』 (2004年4月~9月) に連載されたものを基にしているが、大幅に加筆し、 データを最新のものに修正したものである。